

進路だより 第3号



令和4年(2022年)
6月29日発行
球磨支援学校進路指導部

高等部 現場実習・進路学習を終えて

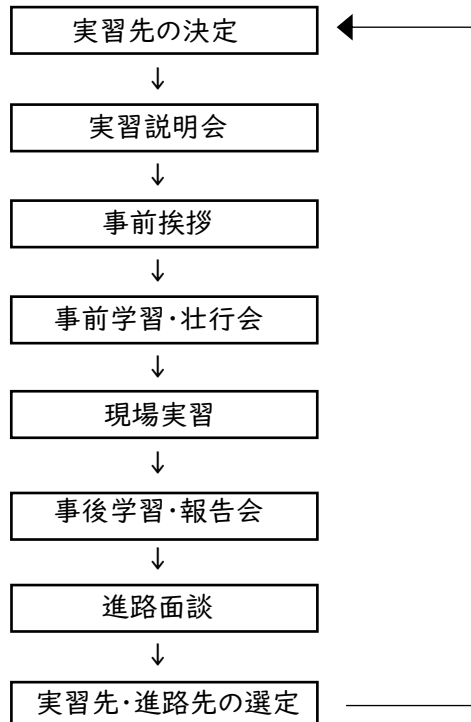
6月6日から17日の10日間、高等部2・3年生は一般事業所や福祉事業所で働く経験をする現場実習に、1年生は進路学習に取り組みました。第1回の現場実習・進路学習を終え、実習の振り返りを行い、卒業後の進路先や次の実習先、これからの目標に向けた具体的な取組みを考えているところです。

2・3年生は現場実習終了後に、実習中の様子や評価(長所や課題)をより客観的に示していただき、今後の生活に生かすために、事業所の方を交えた評価会を行っています。評価会で見えた長所や課題を振り返ることで、自分のアピールポイントを考えたり、今後取り組むべき課題を再確認したりすることができています。また、事後学習では、自己評価と他者評価の違いを振り返ったり、個人で振り返るだけでなく、実習先が同じ業種の生徒同士で振り返ったりすることで、その職業に必要な力を考えました。

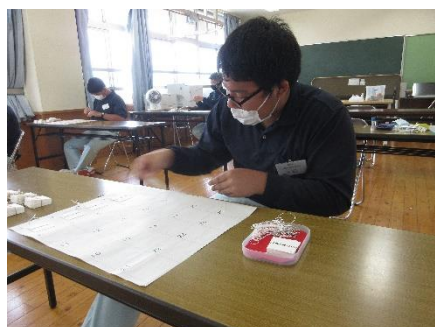
1年生は、株式会社ナビック様から委託されたタグのひも通しや、苗の入っていたポット洗いに取り組みました。生活面や仕事面での目標をそれぞれで決め、目標達成に向けて取り組み、実習を経て、仕事内容が自分に合っているのかどうかに気付いたり、一つの製品にさまざまな人の手が加わっていることに気付いたりすることができました。

これから、自分の課題としっかり向き合いながら、自分に適した進路先を考え、次回の現場実習に取り組んでほしいと思います。

現場実習では、



上記の流れで、実習先や進路先を決めています。



「18歳成人」について

今年の4月から、民法が改正されて成人年齢が「20歳」から「18歳」に引き下げられました。本校の生徒も高等部在籍時までには成人を迎えることとなります。18歳成人で変わることとして「①契約について」は、契約有効年齢が18歳以上となります。もし不本意な契約を結んだ場合でも、原則として「未成年」を理由とした契約の取り消しなどはできなくなります。また、「②結婚について」は、女性の結婚可能年齢が18歳以上に引き上げられたことで、未成年者の結婚はなくなり、結婚に際しての両親同意は不要となります。一方、変わらないこととしては「④選挙権」「⑤障害者福祉サービス」における成人切り替え年齢等です。（高校3年生については在学中に18歳になるため、引き続き放課後デイサービスを利用できる特例が設けられています。）

心配される事項としては、「契約について」です。契約には、クレジットカードや消費者金融も含まれており、法的には成人になれば、高額な借入契約を結ぶことができます。高等部を卒業してすぐに、賃金など一定の収入が見込まれる中で契約に関するリスクを背負うこととなります。社会に出てから、少しの冒険が失敗であっても「やり直し」が許される期間が失われることとなります。学校でも消費者教育やトラブルの解決方法などを引き続き学習していきたいと思えます。

<18歳成人で変わること・変わらないこと>

	項目	概要
変わる こと	①契約について	契約有効年齢が18歳となり、原則として「未成年」を理由に契約の取消などができなくなる。
	②結婚について	女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられる。
	③性同一性障害について	性別を変更したい場合の審判を受けることができる年齢が18歳に引き下げられる。
変わ ら ない こ と	④選挙に関すること	公職選挙法の改正により、従来から18歳から投票することができる。
	⑤障がい福祉サービス切り替え年齢	児童福祉法の規定により、すでに17歳までは「子ども」で、18歳以上が「成人」となっている。
	⑥障害基礎年金の受給開始年齢（特別児童扶養手当との切り替え年齢）	18歳成人と関係なく、20歳のままとなっている。（19歳までは特別児童扶養手当が適用）
	⑦その他	飲酒、喫煙、競馬・競輪などの投票券の購入、養子を迎えるなども従来どおり20歳にならないと認められない。

<心配される事項>

項目	概要
契約について	契約有効年齢が18歳となり、ローンやクレジットの契約を結ぶと法的に有効となるリスクを回避するには成年後見制度の利用も考えられるが、利用状況はきわめて低い。
障害年金について	障害基礎年金の受給開始年齢が「20歳」のままで変更されておらず、「成人」になったはずの知的障害者に障害基礎年金が支給されない。（ただし、特別児童扶養手当は引き続き19歳まで支給）